

人生の仕舞い方

武藤頼胡の



前回の続きです。訪問買取りでは、その場で決めないようアドバイスしました。それでも買い取りされてしまったときにどうするかを具体的に話します。

まず、「クーリングオフ」という制度を利用することができます。国民生活センターによると、クーリングオフとは「契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費

訪問買取業者にご注意

「クーリングオフ」知って

者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができるとあります。

「訪問購入」では、法定書面を受け取った日から8日間、クーリングオフができません。書面を受け取った日から1日と数えるので、「早く」手だてをしてください。どの



ようにするかは必ず書面で行います。タイトルとして「通知書」「次の契約を解除することを通知します」と記載します。

次に、契約年月日、商品名、契約金額、買い取り会社(会社名、営業所名、担当者名)。続いて「契約した代金〇〇円を返金するので、商品を返してください」と記載します。最後に、発信日、自分の氏名を記載します。

必ず、その書面のコピーを取り保管し、「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録が残る方法で送ってください。書面をもらわなかったと

いうときは、消費者センターに相談してください。書類がなかったら期限もなく手続きできる場合もあります。

悪徳な買い取りに応じないことが一番ですが、「宅配便」も来るし、訪問に全て応じないというわけにはいかないと思います。このようなことがあるのだ、ということを知っているのと知らないのでは、結果が変わります。

今をより良く生きるためにも、ぜひ「終活」を学んでください。

(終活カウンセラー協会代表理事)

(次回は21日付)